



埼玉労働局発表
令和元年 10 月 25 日

〔照会先〕
埼玉労働局職業安定部職業安定課
課長 洪沢 修一
課長補佐 清水 隆一
電話番号 048 (600) 6208

志木市と埼玉労働局が「雇用対策協定」^(※) を締結します

～埼玉県内の政令指定都市以外の市町村と労働局との協定締結は初めて～

志木市（市長 香川 武文）と埼玉労働局（局長 木塚 欽也）は、雇用対策の推進に当たり連携を一層強化することを目的として、「志木市雇用対策協定」を締結いたします。

この協定締結にあたり、以下のとおり締結式を行いますのでお知らせいたします。

◆ 協定の締結式

- 日 時 令和元年 10 月 30 日（水）
午前 11 時 30 分～11 時 45 分
- 場 所 志木市役所 市長室
- 出席者 志木市長 香川 武文
埼玉労働局長 木塚 欽也
- 内 容 協定の説明、協定書への署名他

◆ 「志木市雇用対策協定の概要」

- 求職者の就職促進、市内企業の人材確保支援等の取組みを市と労働局が一体的に推進。
- 運営協議会において、具体的な取組内容などを定めた事業計画を毎年度作成する。

(※) 雇用対策協定

国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために、労働局長と地方公共団体の長が締結する協定。